

2025年4月 建築業界に大きな影響！ 法改正でどう変わる？

【改正】建築基準法・ 建築物省エネ法 学習会

【日時】 2025年 **1/29** 水

学習会 18:30~20:00、交流会 20:00~21:00

【場所】 千葉土建本部会館
又は WEB (支部会場)

【参加費】 学習会 **無料**、交流会 **1人につき 1000円**

【対象】 組合員 (家族) ならどなたでも

※お申し込みは裏面を記入し所属支部へ

【講師】株式会社 千葉県建築住宅センター

専務取締役 性能保証部長 鵜澤 敏雄さん

性能評価部 性能審査課 奥山 俊昭さん

千葉県全域で建築基準法に基づく建築確認や中間監査、完了検査などの業務を行っています。また省エネ適合判定、住宅性能評価関連の各種業務や千葉土建で取り扱う瑕疵担保責任保険「ゆうゆう住宅」などの申請窓口をになっていただいております。今回の法改正について、**検査機関として改正のポイントや注意点**などについてわかりやすく講演を頂きます。

【主催】 千葉土建一般労働組合 すまいるちば 【共催】 仕事対策部・RECACO・建設会

〒260-0002 千葉市中央区旭町 17-3 TEL: 043-202-1310 FAX: 043-224-2906

2025年4月から改正された建築基準法と建築物省エネ法が全面施行となります。

これまで一般的な二階建て住宅は、4号建築物とされてきましたが、2025年4月から新2号建築物へ（いわゆる4号特例縮小）。それにより、「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象が変わります。

そして確認申請の際には構造関係規定等の図書や省エネ関連の図書の提出が必要となります。これは「新築住宅」はもちろんのこと、「既存住宅」も対象となります。

特に「既存住宅」では、「主要構造部（柱・梁・屋根・壁・床・階段）」の過半以上を改修する修繕や模様替えを行う際にも建築確認の申請が必要となります。一方で該当しない場合もあります。

また全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。

この学習会で知識を得て、2025年度からの法改正に対応していきましょう。

千葉土建本部 FAX 043-224-2906

お申し込みは所属支部または本部へ

【改正】 建築基準法・建築物省エネ法学習会 参加申込書

申込記入欄

所属支部		事業所名	
参加者氏名①		職種	
参加者氏名②		職種	
代表者電話番号		メールアドレス	

確認事項欄

必ずチェックボックスにチェックをお願いします

①参加方法 ※オンライン参加は所属支部からの参加となります

※交流会に参加する方は、会場へお越し下さい

会場 オンライン参加

②交流会に参加しますか？

参加 (人) 不参加

参加にあたっての注意事項

①【車でお越しの方】 駐車場に限りがあります。満車の場合は、近隣のパーキングをご利用下さい。

②【交流会参加の方】 参加には一人1,000円かかりますが、軽食・アルコールを用意いたします。飲まれる方は、公共交通機関をご利用下さい。